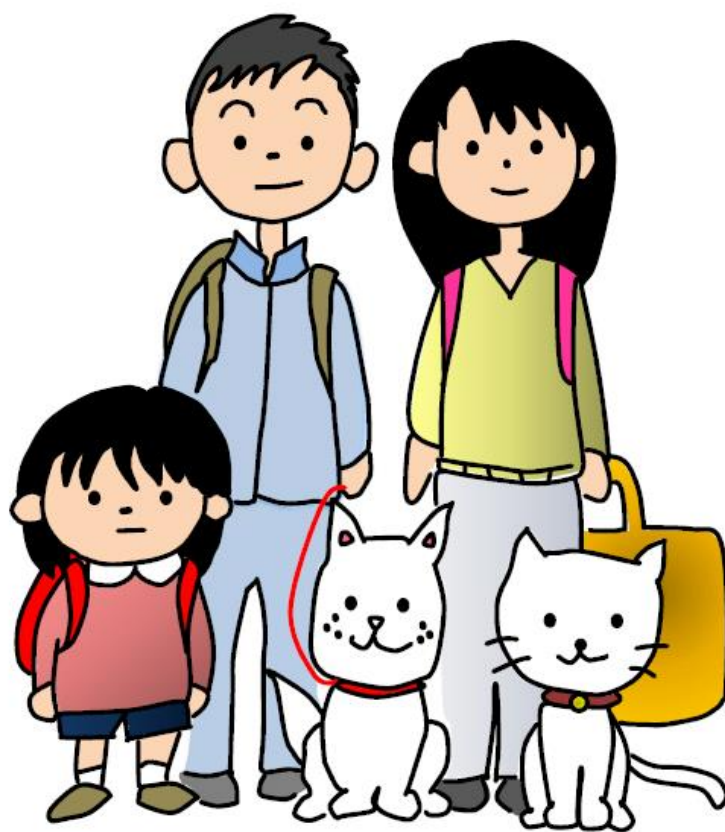
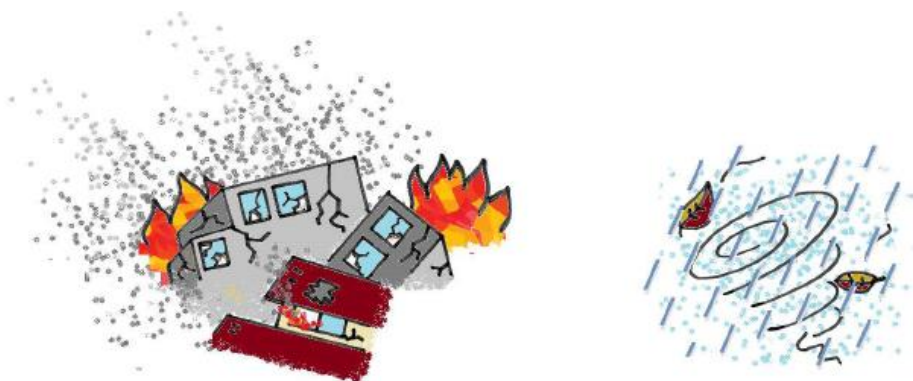


避難所運営マニュアル

(ペット対策編)



藤 沢 市

2021年(令和3年)7月

はじめに



本市における災害時のペット対策としては、所有者不明の負傷した動物の応急処置や保護、指定避難所（※）における動物の健康相談などの動物救護活動を藤沢市獣医師会の協力を得ながら行うこととしております。

また、飼い主自身のペットに関する災害対策のための「災害時動物救護マニュアル～ペット飼い主編～」を配布し、飼い主が責任を持って日頃からの備えや被災した際の行動などの対策を講じておく必要があることを周知しております。

しかしながら、被災状況等により、やむを得ず指定避難所（※）へペットとともに避難される方がいることも想定されるため、本マニュアルを参考に避難所運営委員会においてもペットの受入体制を整備していただくようお願いします。

※本マニュアルでは、「指定避難所」について、以降「避難所」と記載するものとします。

【避難所編】～同行避難者の受け入れ方法～

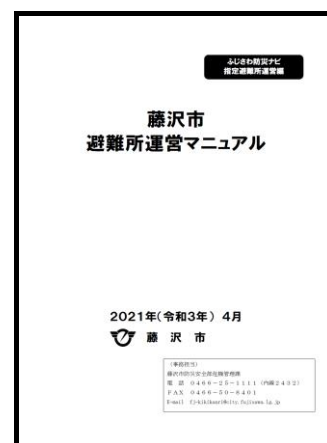
1 避難所におけるペット対策の必要性

避難所では、様々な人が集まり共同生活を送るため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーをお持ちの方もいることを認識しなければなりません。これまでの災害では、ペットがいることによって、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方で、咬傷(かみつき)事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でトラブルになることもありました。避難所では、ペットの飼育管理は飼い主の責任で衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人の理解を得られるルールを作ることが必要です。

藤沢市が作成した避難所運営マニュアル^{*}では、衛生班の役割として避難所におけるペット対策について記載しております。避難所運営委員会は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策として、ペットの飼育管理のルールを、地域の会合や避難訓練等のなかで検討しておくこと、避難所におけるペットに起因した避難者の苦情やトラブルを回避することができます。

また、避難所運営の中でのペット対応は飼い主側の協力も必要となります。

※避難所運営におけるペット対応については、「藤沢市避難所運営マニュアル（2021年（令和3年）4月）第2編第2章の7 衛生班の役割」をご参照ください。



2 避難所におけるペット受入れに関する課題

避難所でのペットの存在は、飼い主にとっては全く気にならないものであっても、他者にとっては、ストレスとなる場合があります。ペット受入れに関する課題を把握し、避難者とペット双方にとって、もっとも望ましい対応方法を決定する必要があります。

○ 衛生面での課題

ペットは季節的な体毛の生え変わりのほか、時期等によってはダニやノミなどの寄生虫を付着させている場合があります。そのため、人と同じ避難スペースに入れることは、衛生面での悪影響を及ぼす可能性があります。

○ 鳴き声等、騒音面での課題

ペットの鳴き声は、避難者にとって大きなストレスとなる場合があります。また夜行性のペットについては、夜中に活動する音が騒音となることもあります。

○ 糞尿の処理等の課題

ペットの糞尿は、適切に処理されないと衛生面で好ましくないことはもちろん、臭いや人の行動上の障害となります。

○ 臭いの課題

飼い主にとってほとんど気づかない点である一方、飼い主以外にとっては非常にストレスとなる場合があります。動物固有の臭いのほか、食事の臭い、糞尿の臭い等、ペットにまつわる臭いには様々な発生源が考えられ、特にトラブルにつながりやすいものです。

3 避難所におけるペット対策の進め方

ペット同行避難者が避難してきた後は、決められた飼育場所で、飼い主自身が飼育管理を行うことが原則となります。動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所の居住スペースでのペットとの同居は原則禁止し、飼育スペースとして望ましい場所の確保や設営方法の検討をしておくことが必要となります。同行避難してきたペットについて避難所でどのように対処するかは、個々の避難所、避難者の考え方によって決まります。事前に対処方法を話し合っておくことが大切です。

なお、「身体障がい者補助犬法」により、盲導犬・介助犬・聴導犬などについては、公共施設での同伴が認められています。

(1) 避難所におけるペットの収容場所の決定

ペットの収容場所については、学校のグラウンドの一角の確保、避難所の脇にスペースを設置するなどの方法が考えられます。避難所運営委員会は、避難所の形態、ペット同行避難者及びペットの数、季節・気候等を考慮して、避難所（避難所敷地内）におけるペットの飼育スペースや飼育方法を決定します。

Point! 収容場所の要素

- 就寝スペースから離れていて鳴き声等の影響が少ないこと。
- ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮すること。
- 物資の運搬等の避難所運営活動の支障にならないこと。
- 収容場所においては、ケージ等に入れて飼育管理できること。

犬は集団になると連鎖して吠える習性がありますが、その状況下に限らず、犬と猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させてしまう原因となります。可能な限り、犬と猫等の動物は区分して飼育することが必要です。

避難所における対応事例（人とペットの居住場所を区別する方法）

郡山市（東日本大震災）

郡山市では、避難所敷地内にペット専用施設を建設し、人と動物のスペースを区分することにより、ペットと一緒に生活したい飼い主とペットを飼育していない避難者の双方に配慮しました。



避難所のペット収容施設（郡山市）

注意！ <車中避難について>

これまでの災害では、避難所にペットを入れられないため、自家用車の中で人とペットと一緒に生活する事例もみられました。車内のように狭い空間で長時間じっとしていると、人が「エコノミークラス症候群」になる危険性があります。

また、夏の場合は、人もペットも「熱中症」になるおそれがあるため、十分に注意が必要です。

(2) 避難所に同行できるペット

受入可能なペットは犬や猫などの小動物とし、人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることはできません。

(3) 飼育者の届出

避難所では、飼い主と同行避難してきたペットの受付を行い、飼育状況を管理する必要があります。避難所運営委員会では、「同行避難ペット登録票」により受付を行い、「ペット台帳」による管理を飼い主とともに行うことが必要です。

(「同行避難ペット登録票」, 「ペット台帳」: 参考資料1, 2)

◎「同行避難ペット登録票」に記載すべき内容

- 飼育者の住所・氏名・電話番号
- 動物の種類と数
- 動物の特徴（性別、大きさ、毛色、その他）
- その他
 - ・ 個体識別措置の有無とその方法（マイクロチップ、鑑札等）
 - ・ 犬の場合は、狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無
 - ・ ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無等

(4) 行方不明動物の届出

災害時、ペットとはぐれてしまった飼い主から相談があった場合、避難所運営委員会は、「行方不明動物受付票」により受付を行います。災害時、市は、飼い主とはぐれた動物の保護活動を行います。保護した動物を速やかに飼い主のもとへ返還するため、各避難所において「行方不明動物受付票」によるとりまとめが必要となります。

(行方不明動物受付票: 参考資料3)

(5) 飼育ルール決定

避難所でのペット飼育に起因した苦情やトラブルの原因として、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置等が挙げられます。避難所では、人とペットが秩序ある共同生活を営むため、飼い主自身が適正飼育に努めるとともに、避難所運営委員会は、飼育方法や衛生管理方法等についてルール作りを行う必要があります。飼育ルールは、飼育者にチラシ等で配布し徹底する必要があります。

また、ペットの飼い主は「飼い主の会」を立ち上げるなどして、飼い主相互に協力して、飼育スペースの衛生管理や、ペットの適正な飼育に努めるとともに避難所の運営に協力しましょう。

◎飼育ルールに盛り込むべき内容例

- 指定された場所及び方法（ケージに入れる等）で飼育する
- 飼育場所・施設は清潔にし、必要に応じて消毒をする
- ペットに対する苦情への対応や危害防止に努める
- 屋外の指定された場所で排泄させ、後始末をきちんとする
- エサ等も自ら確保することとし、世話の代行等を頼みたい場合も原則として自ら周囲の避難者に要請する
- 給餌(エサやり)は時間を決め、その都度片付ける
- ペットとの触れ合いの時間もある程度決めておき、夜間の接触はできるだけ避ける
- 迷子札等の装着をする
- 犬については、登録鑑札および注射済票を装着する
- 必要なワクチンを接種する
- 飼育困難となった場合でも決して捨てたりしない

避難所における対応事例（ルール・マナー作り）

岩手県（東日本大震災）

ペット飼育者の多い避難所では、飼育していない避難者からも理解されるペット飼育体制を確保するため、「飼い主の会」を設立し、各飼育者が役割を分担した事例がありました。

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、飼育者向けの避難所における飼育ルールを配布しました。

東日本大震災発生により、
（社）仙台市獣医師会・NPO法人エーキューブ・NPOハートtoハート・市の4者により仙台市被災動物救護対策本部が3月25日に立ち上がり、
5月10日には正式な本部となりました。
今後も様々な形で被災動物の救護活動を実施します。

避難所や仮設住宅での飼い主のルールについて

この度の東日本大震災において被災された動物の飼い主にとって、非常事態であるからこそ、家族の一員である動物と一緒に暮らし続けることは、癒しを貰い心の支えとなり、大切なことであると思います。
しかし、避難所や仮設住宅での暮らしは限られたスペースでの協働生活であり、動物の飼い主と飼育していない人の相互理解が必要です。
動物の苦手な方やアレルギーを持っていらっしゃる方も配慮し、人と動物が少しでも気持ちよく過ごせる様に次のことを守って下さい。

- 1 動物は決められた場所で、ケージ等で飼育しましょう！**
 - ・決められた場所で、ケージに入れるか、離れないように支柱に繋ぎ止めて飼育管理して下さい。猫も絶対に外に放さないで下さい。
 - ・咬む恐れのある子はその旨の注意書が必要です。
 - ＊ケージは無料で貸し出します。リード・首輪等無料配布します。
- 2 散歩時は、必ずリードを装着して、排泄の後始末は速やかに徹底的に！**

 犬は、県条例で放し飼いが禁止されています。猫も可能であれば、首輪・リードに慣らしておくとう便利です。又、ウンチやオシッコの後始末は飼い主の責任できちんと行って下さい。
＊糞の後始末袋・ペットシート・消臭剤等無料で配布します。
- 3 所有者の明示をしましょう！**

動物には首輪を付け、飼い主の氏名と連絡先を書いた迷子札・鑑札・注射済票など身元がわかるものを必ず着けましょう。


- 4 衛生管理を徹底しましょう**
 - ・定時の給餌・給水・後片付けを徹底して下さい
 - ・動物の体・ケージ内を清潔に保って下さい
 - ＊ペットシート・トイレ砂・シャンプー・消毒薬等無料配布します
- 5 専門家のサポートを受けましょう**

動物の体調不良・負傷・餌い方やしつけなど（社）仙台市獣医師会の担当獣医師にご相談下さい。
＊健康診断・ワクチン接種・寄生虫予防など様々な支援サービスが受けられます
- 6 飼育者のグループをつくって話し合いましょう**

動物飼育者で構成するグループを作っておきましょう。仲間の相談を受けるだけでなく、動物を飼っていない方からの相談窓口にもなり、不安解消にも役立ちます。グループについては NPO 法人エーキューブ ができる範囲でサポートします。



仙台市被災動物救護対策本部
（社）仙台市獣医師会
NPO 法人エーキューブ
NPOハートtoハート
仙台市動物管理センター

（仙台市宮城野区扇町 6-3-3）
Tel:022-258-1626
Tel:022-387-5225

一緒に乗り切ろうとすると時には、人も動物も
がんばれると思います。

(6) 動物に関する相談の受付

避難所運営委員会は、避難者からのペットに関する相談を、「相談受付票」に記入し、環境改善等の対策を検討します。飼い主が自ら解決できる問題については原則として飼い主に解決してもらい、問題改善のために専門的な知識が必要な場合は、市や獣医師会に相談しましょう。

（「相談受付票」：参考資料4）

同行避難ペット登録票

受付番号：

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	フリガナ 氏 名			
	避難前住所			
	電 話			
動物	動物種	犬・猫・他()	品 種	
	呼び名		毛 色	
	性 別	オス ・ メス (不妊手術 未 ・ 済)	特 徴	
	年 齢		登 録 鑑 札	有 ・ 無 (番号：)
	大 き さ (体 重)	体長 c m 体重 k g	首 輪	有 ・ 無 (色：)
	注射済票	有 ・ 無 (番号：)	マイクロチップ [®]	有 ・ 無 (番号：)
特記事項				

ペット台帳

避難所名：

台帳 No.

No.	入 所 日 (登 録 日)	退 所 日	飼 い 主 の 氏 名	ペ ッ ト の 種 類	特 徴 (体 格 ・ 毛 色 な ど)	備 考
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				
	/ /	/ /				

行方不明動物受付票

		受付番号	
受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所） <input type="checkbox"/> 対面（避難所） <input type="checkbox"/> 電話			
届出者	氏 名			
	連絡先			
	避難場所			
行方不明動物の情報	行方不明日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	行方不明場所			
	動物種	犬・猫・他()	品 種	
	呼び名		毛 色	
	性 別	オス ・ メス (不妊手術 未 ・ 済)	特 徴	
	年 齢		登 録 鑑 札	有 ・ 無 (番号:)
	大 き さ (体 重)	体長 c m 体重 k g	首 輪	有 ・ 無 (色:)
	注射済票	有 ・ 無 (番号:)	マイクロチップ [®]	有 ・ 無 (番号:)
結 果	発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	発見場所			
	措 置	<input type="checkbox"/> 返還		
		<input type="checkbox"/> 一時預かり：受付日 年 月 日 ()		
		返還日 年 月 日 ()		
		<input type="checkbox"/> 所有権放棄：受付日 年 月 日 ()		
	収 容	収容場所：		
		収容期間： 年 月 日 () から		
年 月 日 () まで				
そ の 他	死亡確認： 年 月 日 ()			
	保護収容受付番号：			
	その他：			

相 談 受 付 票

受付番号：

受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分～	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所） <input type="checkbox"/> 対面（避難所） <input type="checkbox"/> 電話		
相談者	氏 名		
	連絡先		

相 談 内 容	回 答 要 旨

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入

(事務担当)

藤沢市 防災安全部 危機管理課

電話：0466-25-1111 (内線 2432)

FAX：0466-50-8401